

令和 8 年 度

生駒市病院事業会計予算書

生 駒 市

目 次

令和 8 年度	生駒市病院事業会計予算	1
令和 8 年度	生駒市病院事業会計予算に関する説明書	
令和 8 年度	生駒市病院事業会計予算実施計画	5
令和 8 年度	生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和 8 年度	給与費明細書	10
令和 8 年度	継続費に関する調書	15
令和 8 年度	債務負担行為に関する調書	16
令和 7 年度	生駒市病院事業予定損益計算書	17
令和 7 年度	生駒市病院事業予定貸借対照表	18
令和 8 年度	生駒市病院事業予定貸借対照表	20
注記		22

令和 8 年 度

生駒市病院事業会計予算

議 案 第 10 号

令和8年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数（許可） 一般病床 210床
- (2) 主要な建設改良事業

ア 新設改良事業

生駒市立病院施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	695,364千円
第1項 医 業 収 益	87,922千円
第2項 医 業 外 収 益	607,442千円

支 出

第1款 病院事業費	5 6 7, 3 4 1 千円
第1項 医 業 費 用	5 5 3, 9 1 7 千円
第2項 医 業 外 費 用	1 2, 3 5 9 千円
第3項 特 別 損 失	6 5 千円
第4項 予 備 費	1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3 6 2, 5 9 4千円は、当年度分消費税等調整額5 6, 2 7 2千円、過年度分損益勘定留保資金1 1 2, 0 3 8千円及び当年度分損益勘定留保資金1 9 4, 2 8 4千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	6 2 2, 3 4 4 千円
第1項 企 業 債	6 1 9, 6 0 0 千円
第2項 補 助 金	1, 7 9 2 千円
第3項 負 担 金 交 付 金	9 5 2 千円

支 出

第1款 資本的支出	9 8 4, 9 3 8 千円
第1項 建 設 改 良 費	6 2 1, 4 2 6 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3, 5 1 2 千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金	3 6 0, 0 0 0 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	生駒市立病院 施設整備事業	944,134 千円	令和7年度	324,500 千円
				令和8年度	619,634 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院施設 整備事業	千円 619,600	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,628千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,010千円である。

令和8年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史